

湖西市校長会等運営費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年/0月28日

湖西市長 田内



湖西市校長会等運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市の教育活動の充実及び振興を図るため、教育研究事業を行う湖西市校長会及び湖西市教頭会（以下「湖西市校長会等」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、湖西市補助金等交付規則(昭和51年湖西市規則第18号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 湖西市校長会等の運営に係る経費
- (2) 次に掲げる団体への加入に係る負担金
 - ア 全国連合小学校長会
 - イ 全日本中学校長会
 - ウ 東海北陸地区連合小学校長会
 - エ 東海北陸中学校長会
 - オ 静岡県校長会
 - カ 全国公立学校教頭会
 - キ 東海北陸地区教頭会
 - ク 静岡県教頭会
 - ケ 日本教育会
 - コ 日本教育会静岡県支部
 - サ 全国学校栄養士協議会
 - シ 静岡県学校給食栄養士会
 - ス 静岡県教育研究会
 - セ 全日本特別支援教育研究連盟
 - ソ 静岡県中学校文化連盟

タ アからソまでに掲げるもののほか、市長が適当と認める団体
(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条第1号の経費として次の各号に掲げる湖西市校長会等に加入している教職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額及び同条第2号の負担金の額の合計額とする。

(1) 校長 1人当たり 13,000 円

(2) 教頭 1人当たり 5,000 円

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。